

障害者の方の雇用を考えている事業主の方々へ

実践能力習得訓練を活用しませんか！

兵庫県立障害者高等技術専門学院

兵庫県では、障害のある方の雇用を進めるために、実践能力習得訓練(委託訓練)を実施しています。

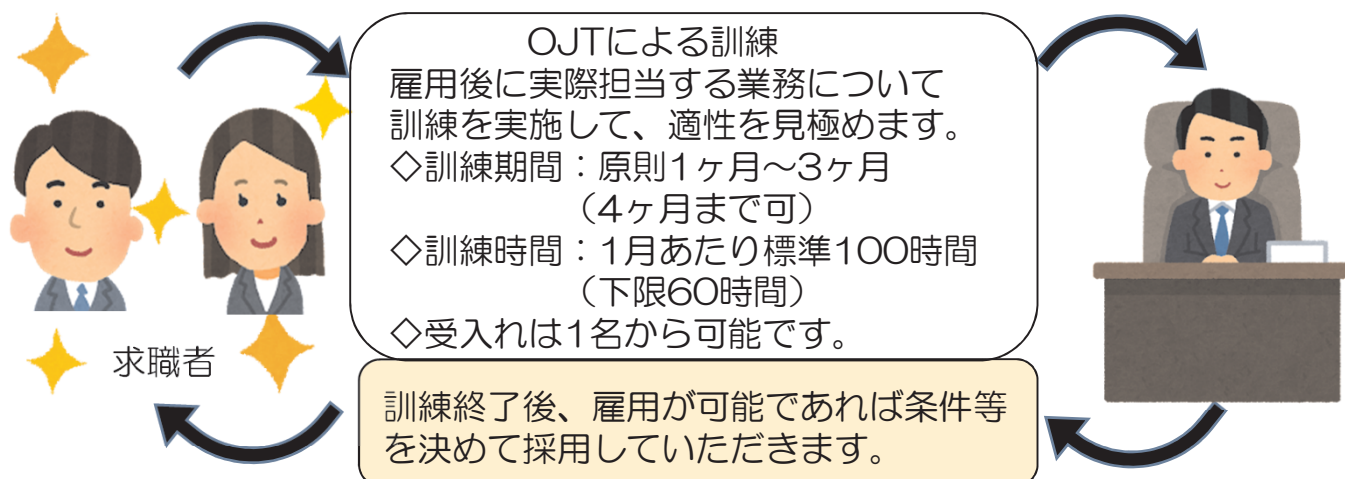
障害を持った方を雇用する前に、仕事が実際にできそうかどうか、対象者の様子や特性を知ること、ミスマッチ防止や、定着率の向上が期待できる制度です。

受け入れ事業所に、委託金として、受講生1名あたり月額60,000円(上限・税抜)《中小企業等は**90,000円**》を、兵庫県からお支払いします。

※訓練生の方への、手当や給与等の支払は不要です。



実践能力習得訓練の概要



実践能力習得訓練の実施が可能なケースがいくつかあります

- ① 障害者を採用したい企業が、本学院をとおして訓練生を募集
- ② 就労移行支援や就労継続B型施設の利用者等の採用を検討している企業が、短期間の職場実習を実施して、もう少し仕事への適性を見たい場合に、訓練生を募集

訓練実施までの流れ

訓練実施エントリーから訓練の実施まで、概ね3週間程度を要します。訓練の実施にあたっては、本学院の委託訓練担当が、企業担当者様と訓練時間や日数、内容について打合せを行うために企業へ伺います。

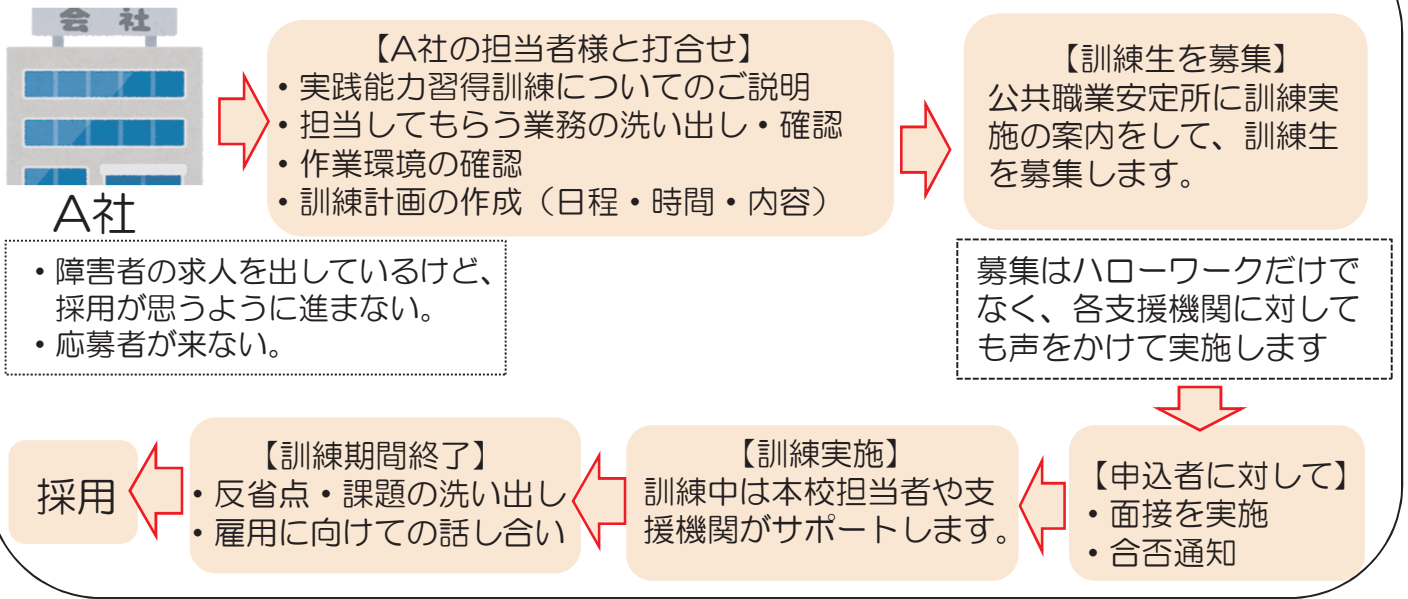
お問い合わせ先・・・
兵庫県立障害者高等技術専門学院

〒651-2134 神戸市西区曙町1070
TEL 078-927-3230 FAX 078-928-5512
委託訓練担当まで

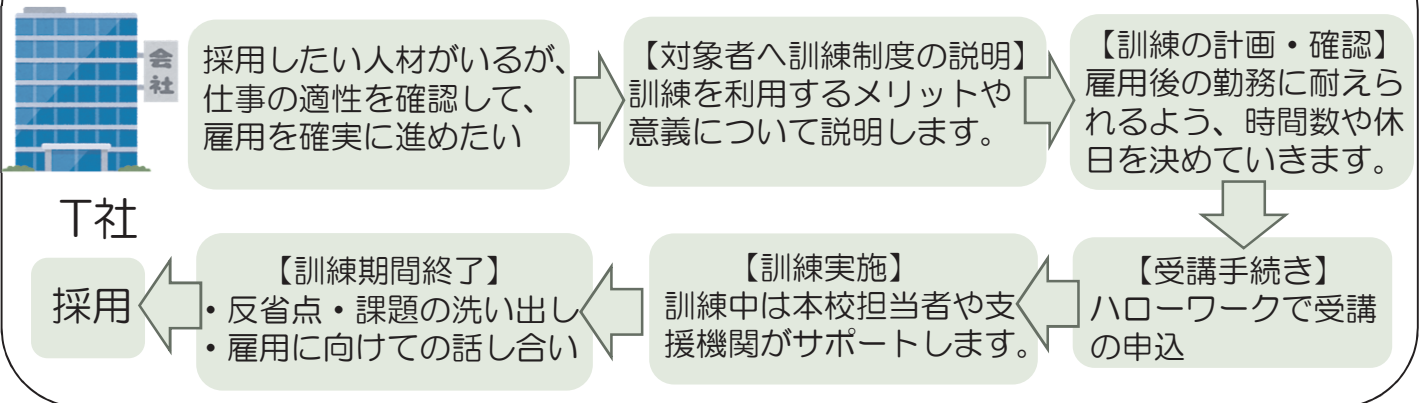
裏面につづく

訓練を活用した事例

ケース1 障害者高等技術専門学院をとおして訓練生を募集する



ケース2 訓練を実施して雇用を確実なものにする



各機関の関わり方

